

町田市議会会議規則の一部を改正する規則

町田市議会会議規則（昭和４５年２月町田市議会規則第１号）の一部を次のように改正する。

目次中「第７０条（起立による表決）」を「第７０条（起立等による表決）」に改める。

第７０条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の２項を加える。

- ３ 第１項及び第７６条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子表決システムにより表決をとることができる。
- ４ 電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。

附 則

この規則は、市役所の位置を定める条例の一部を改正する等の条例（平成１６年３月町田市条例第１号）附則第２項に規定する日から施行する。

(提案理由説明)

本案は、新庁舎に移転後、電子表決システムを導入するため表決に関する規定の整備を図るものである。

町田市議会会議規則新旧対照表

__部分は改正部分

改正後	改正前
目次 第 70 条 (起立等による表決) (起立等による表決) 第 70 条 略 2 略 3 第 1 項及び第 76 条ただし書の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、<u>電子表決システムにより表決をとることができる。</u> 4 <u>電子表決システムにより表決をとる場合には、問題を可とする者は賛成のボタンを、問題を否とする者は反対のボタンを押すものとする。</u>	目次 第 70 条 (<u>起立</u>による表決) (起立による表決) 第 70 条 略 2 略